

徳島県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年徳島県選挙管理委員会告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和二年一月七日から施行する。